

12月4～10日は人権週間

人権は、人が人らしく生きていくために、社会によって認められた権利であり、誰もが生まれながらに持っている、誰からも侵されることのない基本的な権利です。しかし、私たちの周りには、今も人権をめぐるさまざまな問題があります。人権週間に当たり人権問題について考え、私たち一人ひとりが互いの個性や違いを認め合い、人権が大切にされる社会を目指しましょう。



1 明保小学校で開催された人権講話。思いやりの心を学びます。
2 細谷小学校での人権の花運動。花のように優しくて大きな心が育つよう願いながらお世話します。
3 昨年開催した人権週間パネル展。

人権デーと人権週間

国際連合は、世界人権宣言が採択されたのを記念し、12月10日を「人権デー」と定め、国際連合加盟国などに、これを記念する行事を実施するように呼び掛けています。

日本では、世界人権宣言が採択された翌年から、毎年12月10日を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、全国的に啓発活動を展開し、国民への人権尊重思想の普及に努めています。

さまざまな人権問題

現在の日本で主な人権問題として取り上げられているものの一部を紹介します。自分の周りで人権問題が起きていないか、振り返ってみましょう。

▽女性 固定的な役割分担意識による差別、マタニティハラスメントなど。
▽子ども いじめや体罰、児童虐待など。
▽高齢者 介護の際の身体的・心理的虐待、ネグレクトなど。
▽障がい者 職場での差別的待遇、車椅子での乗車拒否など。

人権啓発活動

市には、現在25人の人権擁護委員がおり、日常生活に埋もれている人権問題をすくい上げ、問題解決のお手伝いをしています。また、小学校を対象に、次のような人権啓発活動を行なっています。

■人権講話 人権について子どもたちと一緒に考え、基本的な考え方を理解してもらうために、道徳などの時間に講話を実施しています。

■人権の花運動 子どもたちが協力して花を栽培し、協力することの大切さや生命の尊さを実感することで、思いやりの心を育み、身近なところで起こっている人

人権相談窓口

	常設相談所(電話または来所)	特設相談所(来所)
日時	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	原則毎月第2水曜日 午前10時～正午、午後1時～3時
電話番号	☎0570(003)110 全国共通番号(ナビダイヤル)	
会場	宇都宮地方法務局人権擁護課 (小幡2丁目)	総合コミュニティセンター(明保野町)
問い合わせ先	宇都宮地方法務局人権擁護課 ☎(623)0925	人権擁護委員宇都宮部会(男女共同参画課内)☎(632)2346

権問題に対する理解を得るために実施しています。

人権相談

人権問題についてお悩みの方は、ぜひ、相談窓口(右の表参照)をご利用ください。相談は無料です。また、秘密は厳守します。

◎人権週間パネル展を開催します ▽期間・会場 12月2～5日=男女共同参画推進センター(明保野町)、12月8～12日=市役所1階市民ホール▽内容 差別など人権問題に関するパネル展示。◎男女共同参画課☎(632)2346
◎この特集についての問い合わせは、男女共同参画課☎(632)2346へ。